流を深めます。 学ぶとともに、

民自治制度・女性政策などを の行政の仕組みや地方税・住 末までの約三カ月間、鳥取市 (ヨム・ウンスク) さん。 州市上党区総務課の廉銀淑 修職員として勤務しています。 んでいる韓国清州市の職員が 、月五日から鳥取市役所に研 研修を受けているのは、清 鳥取市と姉妹都市提携を結 企画課に配属され、十月 市民との

20歳になったら加入の

持って運営している社会保障制度で、老齢や障害・死亡 といった不慮の事故に対して、本人や家族を経済的に保 障することを目的としてすべての人に共通の基礎年金を

障害基礎年金・遺族基礎年金の3種類の給付があります。

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方

第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されてい

はすべて加入することになっています

国民年金とは・・・国が責任を

届出が必要です!

支給する制度です。

加入者は、職業により

漁業従事者・学生等)

員等)

ています。



年金

ナ

玉 民

国民年金には、老齢基礎年金

第1号被保険者(自営業者・農

第2号被保険者(会社員・公務

申し込み先 市民参画課 前8時30分~ 予約受付 9月5日(木)午 定員 8人 (先着順 第1会議室 3 1 5 8

行政相談

~ 4 時 後1時~3時 日/トスク本店インフォメー ところ 月17日 (火) /午後1時30分 17日/さざんか会館 9月30日 (月) /午 9月5日(木)・9 5日/市民会館控 30

時~4時 とき

9月17日 (火) 午後1

法律相談

ところ

市役所第2庁舎5階

3 時 題 第2火・土曜日 場や近所での人間関係など) クハラ・離婚など法律的な問 相談日 子育て・一般/毎月 相談内容 午後1時~4時・第4木曜 法律/毎月第2火曜日 一般 (健康・家族・職 午後1時~

事務所 (24 5 5 4 1) 問い合わせ先

女性なんでも相談

8時3分~(先着順

申し込み先 企画課男女共同

こと 法律に関すること(セ 女性 子育てに関する

参画室 (

障害者福祉相談

とき 30分~4時 毎週土曜日 午後1 時

問い合わせ先 さわやか会館 談室 (富安二丁目) ところ さわやか会館1 27 3338

ションルーム 鳥取行政評価 予約受付 月~金曜日・

~年金受給者の皆様へ~

誕生月には「現況届」を提出しましょう

る配偶者で20歳以上60歳未満の方)の3種類に区分され

第1号加入の届出は、保険年金課の窓口へ

「現況届」とは、引き続き年金を受ける権利があるか どうかを確認するためのもので、毎年、誕生月に提出す ることになっています。

届出用紙(ハガキ)は、誕生月の初め頃に社会保険業 務センターから直接送付されますので、必要事項を記入 のうえ、必ず誕生月の月末までに到着するよう提出して ください。

「現況届」が提出されませんと、提出されるまでの間、 年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。 問い合わせ先 鳥取社会保険事務所(27.8311) 保険年金課年金係(20-3205)

ところ 福祉文化会館 (西町 日 一丁目) 午前9時~正午